

歴史的建造物魅力発信事業イベント実施業務委託仕様書

1 委託業務の名称

歴史的建造物魅力発信事業イベント実施業務

2 履行期限

契約締結の日から令和5年1月31日まで

3 業務目的

霧島神宮をはじめとする本県の歴史的建造物の文化財的価値を積極的に発信することで、県民の興味・関心を喚起し、新たな指定・登録による歴史的建造物の保存を図るとともに、より一層の活用を促進するため、霧島神宮において、「鹿児島県の歴史的建造物」について、その価値をPRするとともに価値を体感できるイベントを開催する。

4 業務内容

項目	内容
企画	1 イベント内容（アトラクション、ステージイベント等）の企画 2 記録・広報（イベントのPR方法、記録映像撮影等）の企画
運営	1 イベントの運営に係るスタッフの手配計画、手配、指揮及び統括 2 危機管理対策を含めた運営マニュアル、各種資料の作成及び具体的対策等の実施 3 リハーサル及び本番の計画、運営 4 参加者の申込み、受付業務の計画、作成及び実施 5 チラシ、諸注意事項等作成 6 来場者用プログラムの印刷、製本 7 テント、看板及び標示等の設置、撤去 8 新型コロナウイルス感染拡大防止についての配慮
演出進行	1 会場パース図及び会場ゾーニング計画の作成 2 全体の進行台本の作成 3 全体の演出プラン及び資料の作成 4 リハーサル及び本番の演出、進行
美術仮設	1 仮設ステージの設営、撤去 2 美術セット及び大道具の企画制作、設営、撤去 3 リハーサル及び本番の美術、大道具演出、進行 4 衣装、小道具等の制作、手配、着付け、メイク 5 演出プランに基づく舞台設計、設営、撤去 6 ステージ吊り看板の制作、設営、撤去 7 仮設ステージ以外の会場の設計、設営、撤去
音響照明映像	1 音響、照明及び大型映像機材設営、撤去 2 リハーサル及び本番の音響、照明、映像演出の操作、制作、進行 3 演技、演目の撮影及び投影 4 投影映像素材の編集、制作
記録	1 イベントの記録映像及び記録写真の撮影 2 撮影物記録媒体の作成
その他	1 イベントに係る広報、広告の実施 2 会場美化（清掃・ごみ処理）の企画、手配及び運営

5 イベントの概要

- (1) 日時 令和4年11月 日（日）13:00～16:00 ※ 未定
(2) 会場 霧島神宮
(3) 日程 ※ 前日会場設営
9:00～ リハーサル
13:00～ オープニング（アトラクション、あいさつ等）
13:15～ ステージイベント①（講演、パネルディスカッション等）
ステージイベント②（霧島神宮の魅力を引き立てる伝統芸能等披露）
15:45～ エンディング

6 成果物

- (1) 実施計画書（紙媒体5部及びデータ）
(2) 実施報告書（紙媒体5部及びデータ）
(3) 記録映像（DVD：マスター1枚、コピー2枚及びMP4形式2枚）
(4) 記録写真（jpeg形式 DVD2枚）
(5) 納入期限 令和5年1月31日
※ 完成した納品物については、納入期限に問わらず隨時納品することとする。

7 その他

- (1) 成果物についての権利は、鹿児島県に帰属する。
(2) 選定結果に異議申し立てはできない。
(3) 受託者は、事業着手後すみやかに文化財課と協議を行い、事業の実施スケジュールを作成すること。また、必要な一部の修正については応じること。
(4) 受託者は、事業の進捗状況や経過について、文化財課へ報告すること。
(5) 鹿児島県個人情報保護条例に基づく別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行うこと。
(6) 本業務仕様書に定めのない事項については、鹿児島県教育庁文化財課と協議するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 発注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 発注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 発注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 発注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 発注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 発注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 発注者は、受注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 発注者は、受注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために受注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 発注者は、受注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 発注者は、この契約による業務を処理するために受注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに受注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、受注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 発注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに受注者に報告し、受注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 受注者は、発注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 受注者は、発注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、発注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 受注者は、発注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 「受注者」は委託者である県を、「発注者」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする